

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第24号」「その他③」については、後日公表されるものであること、「議題第26号」「議題第27号」については、人事に関するものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和2年度10月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第23号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

教育政策課長，財務福利課長，高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

財産の処分に関することなのですが、価格の決定方法を教えていただいてもよろしいでしょうか。

財務福利課長

価格の決定方法につきましては、業者に委託しております。今回の場合は、この土地を工場として活用することを想定し、算定して出た価格です。なお、建物の価格は差し引かれた金額になっております。

島原委員

西都地区の相場としてはどうなのかということを考えていたのですが、今の説明で根拠が分かりました。もう一点あるのですが、高校の壁掛けプロジェクタや液晶ディスプレイ、タブレットPCは、これから必要になってくると思いますので、非常に良いタイミングで揃えていただけたと思っております。今後は、どのように活用していくかが大事になってくると思いますので、その後の活用方法につきましても継続的に検討していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

高校教育課長

御意見ありがとうございます。各学校で差はございますが、随時、機器等を配備している状況です。整備されたところから、委託しているGIGAスクールサポーターが、研修を行ったり、機器等の取扱いの指導を行っております。次年度も研修や利活用につきまして、指導を行っていきたいと考えております。

島原委員

関連するのですが、山間部では、機器は揃っているけれどもネット環境があまり良くなって、途切れてしまうことがあると聞きました。ICTを活用するためには、通信の整備も行っていく必要があると思いますので、そちらのチェックのほうもお願い

したいと思います。

松田委員

タブレットPCは3人に1台を満たすということと、壁掛けプロジェクタは各クラスに1台ずつということによろしいでしょうか。

高校教育課長

PCにつきましては、タブレットと現在使っておりますデスクトップ等を含めまして、3人に1台程度、壁掛けプロジェクタにつきましては、600近くあります全普通教室に設置し、それに付属したタブレットも準備を進めている状況です。また、液晶ディスプレイにつきましては、物理や生物、化学等の特別教室に使用し、各学校9台ずつ準備するというように進めております。

高木委員

5年ほどでパソコン等は古くなってしまいます。ICT機器の今後のメンテナンス等も含め、最新化や、最適なものへの移行などの計画があれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

これまで入っております6,000台弱のPCが、学校によりませんが、年度ごとにリース契約を変えながら、安くなったり、台数を増やしている状況です。今後は、契約を更新しながら、3人に1台ではなく台数を増やしていく方向で考えております。各学校で、年度ごとのリース契約の流れが決まっておりますので、メンテナンスも含めまして、このような流れで行っていきたいと考えております。

高木委員

リースで全部契約しているということですか。

高校教育課長

これまでのものは全部リース契約で、今回は買取りになっておりますので、使えるときまでずっと使うということになります。今までのリースを変更したり、購入したりするなどして、台数を増やしていきたいと考えております。

教育長

従前、教育委員会でもお諮りいたしました補正予算の関係なのですが、金額がかさんだので、もう一度議案として出します。4ページの財産取得のところ、契約の相手方が株式会社南日本ネットワークとありますが、まだ仮契約で、議決されてから、本契約に進むことになっております。一点質問なのですが、議案が通った後、今年度中に整備は終わるのですか。

高校教育課長

財産取得につきましては、今年度中に設置が完了する予定となっております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第25号 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部改正について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

松山委員

病弱者の定義を教えてください。

特別支援教育課長

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者、知的障害者を対象としております。学校教育法施行令の22条の3で示されている病弱者の定義としましては、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、がんなどの悪性新生物、その他の疾患が継続して、医療又は生活規制を必要とする程度のものとなっております。

教育長

学校教育法第72条にも規定されているということですか。

特別支援教育課長

障がいの程度につきましては、学校教育法施行令の22条の3に規定されております。

松山委員

学校教育法第72条に規定する者を具体的に施行する場合は、その定義が適用されるというかたちでよろしいですか。

特別支援教育課長

学校教育法第72条は、特別支援学校の対象となる障がい者が規定されておまして、特別支援学校はそれぞれ、どの障がい者を対象とするかを示さなければなりません。県立清武せいりゅう支援学校は、病弱者を対象とすることから、肢体不自由者に、病弱者を加えたということでございます。

松山委員

もう一点質問なのですが、今回の改正の目的は、病院訪問教育の対応のためだと思います。対象者を改正した場合に、通学等の病院対象外の方も含まれる印象を受けるのですが、そういったところは問題ないのでしょうか。

特別支援教育課長

病弱者と規定しておりますので、本来は、通学の場合も対象となるのですが、通学している病弱者は、今はありません。そのため、対象となる病弱者は先ほど説明しましたが、宮崎大学病院、宮崎県立病院に入院している子供たちとしております。この規則改正と同時に、実際に清武せいりゅう支援学校が対象とする教育課程上の対象者については、別途通知したいと考えております。また、学校や県民の皆様にはホームページや通知等を通じて、周知していきたいと考えております。清武せいりゅう支援学校の病弱者の対象となりますのは、通学の児童生徒ではなく、病院訪問教育の対象者のみと考えております。病弱者で、通学する児童生徒につきましては、赤江まつば

ら支援学校が対象となっておりますので、そちらに通っていただくこととなります。

高木委員

訪問で教育を保障するということですが、コロナ禍ではどのように対応しているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

特別支援教育課長

病院での訪問教育につきましては、4月から6月まで病院が外部との関わりを遮断していた状況がありました。その間につきましては、病院の御理解もありまして、タブレット端末を利用したオンラインでの授業ですとか、タブレット端末を貸し出して、教員が入力した学習教材等を病院内で見てもらおうといった取組を行ってまいりました。病院によっては、操作するスタッフが確保できない状況もありまして、通常の授業よりは、少ない授業時数になったところもありましたが、授業の継続に努めてまいりました。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他① 宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

10ページのⅡ(1)の「地元市町村からの支援等」というのは、どのような支援があったのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

小規模校や中山間地域にあります高校につきましては、地方自治体から何らかの御支援を受けながら、生徒の確保や学びの充実に努めているところもございます。具体的には、串間市は福島高校、西都市は妻高校、えびの市は飯野高校に支援しております。

高木委員

支援は財政面ということですか。

高校教育課長

学校教育の中身につきましては、人的協力もございますし、地域の力をお借りする教育支援もあると思います。また、経済的な支援をしていただければ、学校の魅力化につながると考えております。

松田委員

今年度から、高等学校就学支援金制度が改正されまして、私立学校の実質無償化と言われております。私立高校の実質無償化が、県立高校の高校教育整備方針に影響はあったのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

県立高校といたしましては、魅力発信が少し弱いと感じております。各高校の特色や魅力を更に発信する必要があると思います。県としては、イベントを含めまして、地域やエリアごとに応援し、特に中学生に県立高校の魅力を伝えていくことが必要だと考えております。

松田委員

私たち教育委員は、今年度県立高校を視察させていただいているのですが、高校の先生方が、朝早くから夜遅くまで頑張っていることを痛切に感じました。中高一貫の学校ですと、宮崎西高等学校や都城泉ヶ丘高等学校、特別学科でいいますと、理数科や文情科、フロンティア科などあります。この試験を受け、落ちた子供たちが、そのまま私立に流れていく傾向があると聞きました。私立に行くことが悪いことではないのですが、その流れを少しでも止められるようなPRが必要だと思いました。また、県立高校は危機感を持っているということを感じました。

教育長

私立高校の無償化が進んだことで、県立学校の魅力を更に出していかないと、生徒たちは私立に流れていってしまう可能性があります。教育委員の皆様方にも視察していただいた高千穂高校もかなり厳しい状況にあります。地域の自治体との連携がとても大切であり、今そのような動きが出てきていますので、頑張っていかなければなりません。地域の高校が無くなるというのは、暮らしを維持していくという面では、大きな影響を与えますし、中学校までしか子供と暮らせず、高校からは延岡の学生寮に入ってしまうというのは親としても悲しいと思います。地方創生には高校は必要という声も多いので、そのような声も含めまして、提言を検討していかなければならないと思っております。

松田委員

別冊の12ページの「高等学校と地域等の連携・協働について」の南部の意見で、「地域を狭義に捉えるのではなく、連携によるグローバルな視点が必要である」と書いてありますが、そのとおりですし、昔の「地域」の捉え方とは異なると思います。交通網が発達しているので、西臼杵の子供たちが、日向や延岡に行ってしまうと県立高校の先生に聞きました。地元に残ってもらうためには、学校の特色を出していく必要があると改めて感じました。

木村委員

別冊の6ページの(3)の多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策のところに定時制・通信制課程へ進学する生徒の割合が増加しているとあるのですが、不登校やいじめなど、様々な理由で、全日制から変更したり、中学校から選択するなどあると思います。「創意工夫のある学習活動や生徒指導、進路指導等」と書いてありますが、具体的にどういった内容かをお聞きしたいです。また、いざ子供が学校を辞めるとなったとき、保護者はどのような選択肢があるか分からないので、県内の定時制や通信制学校の情報を発信していただけるとありがたいのですが、今どのような取組をされているか教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

定時制・通信制の先生方は、面談を中心に個別指導を熱心に行っています。今までは学習スペースがあまりなかったのですが、学習施設をつくり、自習ができる環境を整備したり、都城では施設を借りて、学習指導員を配置するなど個別に対応できる体制を整えております。転学、退学につきましては、各学校全てに「今後に向けて」というパンフレットを準備しております。また、定時制・通信制につきましては、年に2回、高校の先生方に前期・後期課程の受入れの日程等の説明会を案内しております。関係する生徒がいましたら、高校の先生が説明会に行き、具体的な説明を聞いて生徒に紹介している状況です。多様な学びの在り方を随時周知していきたいと考えております。

木村委員

定時制・通信制課程に進んだ生徒の卒業率がどうなっているか教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

率は把握していないのですが、定時制につきましては、ほとんどが卒業していると聞いております。

松山委員

10ページのⅡ(1)の「本県のこれからの見据えた教育推進の方向性」のところに、研究開発や実践推進校が教育の質の向上を牽引していると記載しており、別冊の3ページに各校がいろいろな国からの指定を受け、様々な活動をしているという記載があります。先日高千穂高校、五ヶ瀬中等教育学校を視察した際に、机の上での勉強だけではなく、地域との連携や、ネットワークを通しての世界の方との関わりや英語を使った授業など、素晴らしい取組が行われていました。特に高千穂高校では、地域や五ヶ瀬と連携し、独自の教育が行われており、今後に生かすことができる教育だと感動しました。そのような教育の成果が進路に結びついている等の結果を周知するとともに、具体的に牽引する方法を定めていくと理想的だと感じました。

高校教育課長

今年はコロナの影響で開催できなかったのですが、研究発表する場を設けております。各学校の核となる部分を全県に普及させたいという思いで、地域オンラインセミ

ナーの中で高千穂町や五ヶ瀬町が発表を行いました。また、セミナーの開催の広報も行っております。大学の推薦の在り方も多様化し、3年間を通じて何に取り組んできたかなど、学びの蓄積も評価の対象となりますので、地域や世界とつながった活動が生かされると思います。これを生かして大学に進学した生徒もたくさんおりますので、更に増やしていけるように取り組んでいきたいと思っております。

松田委員

五ヶ瀬中等教育学校が中高一貫教育の素晴らしさを全国に広めたと思っております。本県も宮崎西高等学校附属中学校や都城泉ヶ丘高等学校附属中学校が設立され、その流れが私立にも広がっています。都城を除いて、県北から県南まで、私立の附属中学校が設置されています。6パーセント強の子供たちが小学校から私立の中学校に行くという現状がありますが、そのことについての心配点などが懇話会で挙げられたか教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

7対3の人員割り振りの紳士協定がありますが、これは高校の入学段階のことなので、小学校段階で私立にどのくらい行っているのかは把握しておりません。高校の定員の未充足部分への影響についても、意見は出ております。そのため、具体的な調査をこれからしていく必要があると思っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 県立高校生の就職内定状況について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

今年度は1か月遅く始まったので、前年度の9月末と比較しております。11ページの(D)(E)を昨年度の9月と比較すると、既に県内の場合は昨年を上回っていて、県外は下回っていることから、県内志向が強いということが分かります。

高木委員

昨年度と比較して求人数はどうなっているのか、県内志向が高まっているということですが、その分県外が減っているということはないのか、教えていただいてもよろしいですか。

高校教育課長

求人につきましては、出揃ったので、今後追加があるのかということになると思います。今年の特徴として、生徒が県内志向に傾いたということが挙げられると思います。

高木委員

県内志向に傾いた理由を教えてくださいてもよろしいですか。

高校教育課長

10月2日に発表された、宮崎労働局からの最新の情報で求職者全体の求人倍率は1.37倍で前年度との比較で0.29ポイントの減少となっております。その中で、県内求職者に対する求人倍率は2.25倍で、0.61ポイントの減少となっております。生徒が県内志向に傾いたということにつきまして、聴取等によりますと、進学するか就職するかを迷っていた子供たちが、県外の大学や専門学校へ進学するのではなく、県内での就職を希望したりですとか、当初県外を考えていた子供たちが、コロナの影響で親御さんと話し合った結果、県内に残るといった選択をしたということが大きな要因となっております。

教育長

最近では保護者の意見で子供が左右されることが多くなってきているので、心配です。

島原委員

生徒が県内の企業に対する知識がないので、決めるときの判断として、先輩や保護者の声を聞くことが多いと聞いております。県北では、保護者の方々に地元企業についての知識を増やしてもらう機会を設けております。地元だからこそできる企業と県立高校の連携、保護者の方と学校の先生方の連携が少しずつできているので県内の志望が増えてきたと思います。保護者の方に地元企業を知ってもらうことなど、これからできることを進めていけば県内就職率は上がると思いますし、もっと高いところを目指していく必要があると思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、12月17日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。
傍聴者の方は、御退席をお願いします。
暫時休憩とします。